

ソフトウェア使用許諾契約書

本契約は、お客様と **NOMOSOFT, LLC**（以下「当社」といいます）との間での、本契約書とともに提供されるソフトウェア及び付属するマニュアル等の印刷物、電子的なドキュメント（以下まとめて「本ソフトウェア」といいます）を使用する権利の許諾に関する条件を定めるものです。以下に定める契約条件にご同意いただくことが本ソフトウェア使用の条件となります。

第1条（著作権）

本ソフトウェアに関する著作権等の知的財産権は、当社に帰属し又は第三者から正当なライセンスを得たものです。

第2条（本契約の成立および終了）

- （1）お客様は、本ソフトウェアの全部または一部をコンピューターのハードディスク等の記憶装置へ保存したとき、本契約の締結に同意したものとみなされます。このお客様との同意をもって本契約は成立し、効力を生じます。
- （2）本契約は、お客様が保存した本ソフトウェアの全てを削除することにより、本契約を終了させることができます。
- （3）お客様が本契約に違反した場合または著作権法その他の法令に違反することによって、本ソフトウェアに関する著作権およびその他の権利を侵害した場合は本契約は自動的に終了するものとします。

第3条（使用の許諾）

- （1）お客様は、本契約の条項にしたがって本ソフトウェアを使用する非独占的な権利を本契約に基づき取得します。
- （2）お客様は、本ソフトウェアを1ライセンスにつきお客様のコンピューター 1台に限りインストールし、使用することができます。ただし、1ライセンスにつき、複数台のコンピューターへのインストールを許諾している製品については、許諾している台数ぶんだけお客様のコンピューターへのインストールを行えるものとします。
- （3）お客様は、本ソフトウェアを体験、または評価する目的において、お客様のコンピューターに限って複数台にインストールすることができます。
- （4）お客様は、本ソフトウェアを予備または保存の目的において複製することができます。

第4条（使用の制限）

- （1）お客様には本ソフトウェアを第三者へ再使用許諾する権利はなく、また販売、貸与またはリース等による方法で第三者へ使用させることはできません。
- （2）お客様は、本ソフトウェアの改変、リバースエンジニアリング、逆コンパイルまたは逆アセンブル等によるソースコードの解析をすることはできません。
- （3）お客様は、本契約書に明示されている場合を除いて、本ソフトウェアを全部または一部であるかを問わず、使用、複製したり、これに対する修正、追加等を行うことはできません。
- （4）お客様は、本ソフトウェアを用いて、第三者の著作権等の権利を侵害する行為を行ってはならないものとします。

第5条（責任の範囲）

- （1）本ソフトウェアに物理的な欠陥があった場合には現品と交換いたします。
- （2）当社は、本ソフトウェアの性能および商品性、特定用途への適合性をはじめ、本ソフトウェアに関して一切保証しません。

- (3) 当社は、本ソフトウェアの使用または使用不可に起因するお客様または第三者に生じた一切の損害について、責任を負いません。
- (4) お客様に対する当社の損害賠償責任はいかなる場合でもお客様が証明する本ソフトウェア購入代金を上限とします。

2021/11/6